

薬食発0921第1号  
平成24年9月21日

各〔都道府県知事〕  
〔保健所設置市市長〕 殿  
〔特別区区長〕

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成24年政令第245号。以下「改正政令」という。）（官報第5890号）が平成24年9月21日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。）（官報第5890号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- (1) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
- (2) 2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。）
- (3) 1, 1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- (4) トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
- (5) ヘキサキス（ $\beta$ ,  $\beta$ -ジメチルフェネチル）ジスタンノキサソ（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- (2) 2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有する製剤
- (3) 2, 3-ジブプロプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤



- (4) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
- (5) 2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

### 3 施行期日

平成24年10月1日から施行することとしたこと。

### 4 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日（平成24年10月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成24年12月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、平成24年12月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。
- (2) 新たに劇物から除外し、毒物に指定した第1の1（3）に掲げる物であって、改正政令の施行の日現在において存在し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（第22条第5項において準用する場合も含む。）の規定による「医薬用外劇物」の表示がなされているものについては、平成24年12月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しないこととしたこと。
- (3) 改正政令の施行の前にした第1の1（3）に掲げる物に係る違反については、改正前の罰則を適用することとしたこと。
- (4) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用するものであるので、関係業者を適正に指導すること。

## 第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農薬用品日販売業者が取り扱うことができる毒物に指定したこと。
  - (1) 2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。）

(2) ヘキサキス ( $\beta$ ,  $\beta$ -ジメチルフエネチル) ジスタンノキサソ (別名酸化フェンブタズ) 及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したこと。

(1) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有する製剤

(2) 2-メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及びこれを含有する製剤

3 既に劇物として指定している<sup>よう</sup>沃化メチル及びこれを含有する製剤を農業用品目販売業者が取り扱うことができるように指定したこと。

4 施行期日

平成24年10月1日から施行することとしたこと。

### 第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定した物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物指定令の昭和四十年政令第二号 (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六〜十の三 (略)</p> <p>十の四 二・三ージシアノー一・四ージチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三ージシアノー一・四ージチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。</p> <p>十一〜十六 (略)</p> <p>十六の二 一・一ージメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤</p> <p>十六の三・十六の四 (略)</p> <p>十七〜十九の三 (略)</p> <p>十九の四 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の五 (略)</p> <p>二十〜二十四の五 (略)</p> <p>二十四の六 ヘキサキス(β・βージメチルフエネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フエンブタスズ)及びこれを含有する製剤</p> <p>二十五〜三十一 (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六〜十の三 (略)</p> <p>十一〜十六 (略)</p> <p>十六の二・十六の三 (略)</p> <p>十七〜十九の三 (略)</p> <p>十九の四 (略)</p> <p>二十〜二十四の五 (略)</p> <p>二十五〜三十一 (略)</p>

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (88) (略)

(89) (169) (略)

三十三 四十一の二 (略)

四十一の三 二・四―ジクロロローニトロベンゼン及びこれを含有

する製剤

四十一の四 (略)

四十二 五十 (略)

五十の二 二・三―ジプロモプロパン―オール及びこれを含有す

る製剤

五十の三 五十の七 (略)

五十一 五十五の二 (略)

五十五の三 五十五の四 (略)

五十六 九十八の二 (略)

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

九十八の四 九十八の五 (略)

九十八の六 二―メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (88) (略)

(89) (170) (略)

三十三 四十一の二 (略)

(89) 二・三―ジシアノーニ・四―ジチアアントラキノン (別名ジチアノン) 及びこれを含有する製剤

四十一の三 (略)

四十二 五十 (略)

五十の二 五十の六 (略)

五十一 五十五の二 (略)

五十五の三 一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

五十五の四 五十五の五 (略)

五十六 九十八の二 (略)

九十八の三 九十八の四 (略)

びこれを含む製剤

九十八の七〇九十八の十

九十九〇百九 (略)

(略)

2

(略)

九十八の五〇九十八の八

九十九〇百九 (略)

(略)

2

(略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

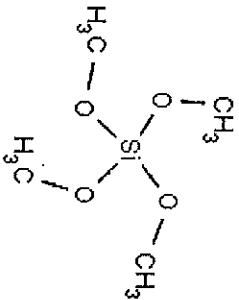
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノ（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノ五〇％以下を含有するものを除く。</p> <p>十 削除</p> <p>十の二～十九（略）</p> <p>二十 へキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサ（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 へキサクロルへキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピ                      ンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の三～二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一～十一の八（略）</p> <p>十一の九（略）</p> <p>(1)～(78)（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物</p> <p>一～八（略）</p> <p>九及び十 削除</p> <p>十の二～十九（略）</p> <p>二十 へキサクロルへキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピ                      ンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 削除</p> <p>二十の三～二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一～十一の八（略）</p> <p>十一の九（略）</p> <p>(1)～(78)（略）</p>

(79) |  
 | (145) |  
 | (略) |  
 十二〜五十一の二 (略)  
 五十二 | 二―メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及び  
 | これを含有する製剤  
 五十三〜五十八の三まで 削除  
 五十八の四〜六十の八 (略)  
 六十一 | 沃化メチル及びこれを含有する製剤  
 六十二〜六十七 (略)

(79) | 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン (別名ジ  
 | チアノン) 及びこれを含有する製剤  
 (80) |  
 | (146) |  
 | (略) |  
 十二〜五十一の二 (略)  
 五十二から五十八の三まで 削除  
 五十八の四〜六十の八 (略)  
 六十一 | 削除  
 六十二〜六十七 (略)

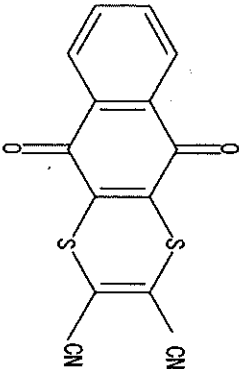


名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
オルトケイ酸テトラメチル	 <p> <math>C_4H_{12}O_4Si / (CH_3O)_4Si</math>                      分子量 152.2                      CAS No. 681-84-5                 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:無色の液体 沸点:121℃ 融点: -2℃ 相対蒸気密度:5.3 (空気=1) 密度:1.02 g/cm <sup>3</sup> (20℃) 蒸気圧:1.3k Pa (25℃) 溶解性:水に溶けない(分解)、アルコールに易溶 引火点:46℃(引火性液体) 安定性・反応性: アルカリ/アルカリ土類金属、酸化剤、酸、水と反応	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 700 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (g/kg) ラット 17.4 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (ppm (4hr)) ラット 53(蒸気) モルモット 100(蒸気) 皮膚腐食性 データなし 眼刺激性 カサギ 強度の刺激性	テレビゾラコン 管表面のコー ティング、触媒 調整、高純度 合成シリカ原 料、無機コー 剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物、劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,3-ジシアノー1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアハル)	 <p> <math>C_{14}H_4O_2N_2S_2</math>                      分子量 296.32                      CAS No. 3347-22-6                 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:暗褐色結晶性粉末 沸点:分解のため測定不能 融点:216°C(分解を伴う。) 密度:1.576 g/cm <sup>3</sup> (20°C) 蒸気圧:2.71×10 <sup>-9</sup> Pa (25°C) 溶解度: 水0.27mg/L (pH5) (20°C) ヘキサン 6.34mg/L (20°C) メタノール 0.08g/L (20°C) トルエン 1.59g/L (20°C) フェノール 1.76g/L (20°C) 酢酸エチル 0.77g/L (20°C) ジクロロメタン 2.01g/L (20°C) 安定性:80°C以上で分解	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) 678 ラット(♀) 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) >2,000 ラット 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット(♂) 0.280(ダスト) 皮膚刺激性 ササギ - 眼刺激性 ササギ 強度の刺激性 50%製剤: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) 735 ラット(♀) 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) >3,000 ラット 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット(♂) 0.83(ダスト) 皮膚刺激性 データなし 眼刺激性 データなし	農薬(殺菌剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

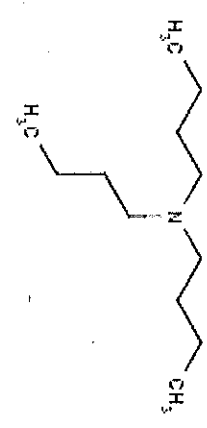
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1,1-ジメチルピロラジン	<p> <math>C_2H_8N_2 / NH_2-N(CH_3)_2</math>            分子量 60.1            CAS No. 57-14-7         </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：無色の発煙性、吸湿性の液体 沸点：64℃ 融点：-58℃ 相対蒸気密度：2.1 (空気=1) 密度：0.79g/cm <sup>3</sup> (20℃) 蒸気圧：13.7kPa (20℃) 溶解性：水：非常によく解ける (1000g/L)。エタール、エーテル、メタールに易溶 引火点：-15℃ (引火性液体) 安定性・反応性：酸、酸化剤と反応。蒸気/空気の混合気体は爆発性	原体： 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 122 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 770 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (ppm (4hr)) ラット 252 (蒸気) マウス 172 (蒸気)	合成繊維・合成樹脂の安定剤及び黄色変色防止剤、医薬品や農薬の原料、界面活性剤

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

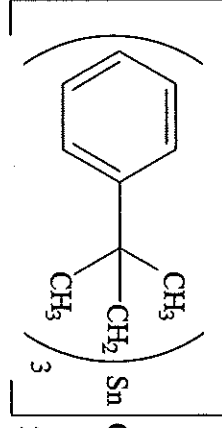
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
トリブチルアミン	 <p> <math>C_2H_7N / (CH_3CH_2CH_2CH_2)_3N</math>            分子量 185.3            CAS No. 102-82-9         </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 無色～黄色の吸湿性液体 沸点: 216°C 融点: -70°C 相対蒸気密度: 6.4 (空気=1) 相対比重: 0.78 (水=1, 20°C) 蒸気圧: 12.5Pa (=0.0934mmHg, 25°C) 溶解性: 水: 142mg/L (25°C) エタノール、エーテルに可溶 引火点: 63°C 安定性・反応性: 酸化剤、強酸と反応	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 421 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 195 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (ppm, mg/L (4hr)) ラット 90ppm/4hr (=0.69mg/L (4hr)) (蒸気) 皮膚刺激性 ラサギ + 眼刺激性 ラサギ +	防錆剤、腐食防止剤、医薬品や農薬の原料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

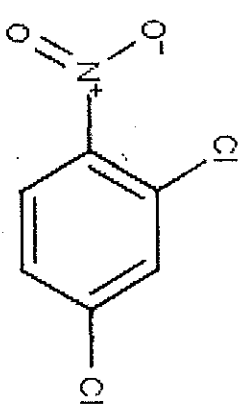
※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ヘキサキス(β,β-ジメチルフェネチル)ジスタンノキサソ(別名酸化フェンゾタスス) <chem>Cc1ccc(cc1)C(C)(C)C2=O</chem>	 <p> <math>C_{50}H_{78}O_2Sn_2</math>                      分子量 1052.7                      CAS No. 13356-08-6                 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 白色粉末固体 沸点: 測定不能(280°C以上で分解) 融点: 140~145°C 密度: 1.31 (g/cm <sup>3</sup> ) 蒸気圧: 3.9×10 <sup>-8</sup> Pa (20°C) 溶解度: 水 15.78×10 <sup>-6</sup> g/L ヘキサソ 3.49g/L マノール 182g/L イソプロパノール 25.3g/L トルエン 70.1g/L フェノ 4.92g/L 酢酸エチル 11.4g/L シクロマノ 310g/L 安定性: 280°C以下で安定 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット(♀) 1681 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット(♂♀) >2,000 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット(♂) >0.046(ダスト) 皮膚刺激性 EPIDERM (in vitro) - 眼刺激性 HET-CAM (in vitro) -	農薬(殺虫剤)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

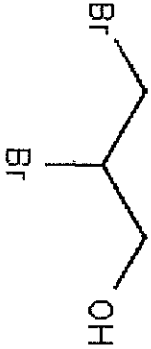
※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50) 又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	 <p> <math>C_6H_3Cl_2NO_2</math>            分子量 192.0            CAS No. 611-06-3         </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：黄色の結晶固体(又は黄色の液体) 沸点：258°C 融点：29～31°C 相対蒸気密度：6.6 (空気=1) 密度：1.54g/cm <sup>3</sup> (15°C) 蒸気圧：1.0Pa (=0.0075mmHg, 25°C) 溶解性：水：200mg/L (25°C) エタール、エーテルに可溶 引火点：112°C 安定性・反応性： 強酸化剤、強塩基と反応	原体： 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット(♂) 379 ラット(♀) 385 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 921	高圧用潤滑油の添加剤、加硫促進剤、殺菌剤、植物保護の製品や染料の製造原料、有機合成原料

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

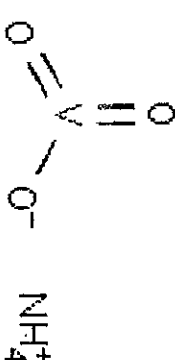
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,3-ジブロモプロパン-1-オール	 <p style="text-align: center;"> <math>C_3H_6Br_2O</math>            分子量 217.9            CAS No. 96-13-9         </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 無色液体 沸点: 219°C 融点: 8°C 相対蒸気密度: 7.5 (空気=1) 相対比重: 2.1 (水=1) 蒸気圧: 12Pa (=0.09mmHg, 25°C) 溶解性: 水: 52g/L (25°C) アセトン、エタノール、エーテル、ベンゼンに可溶 引火点: >110°C 安定性・反応性: 強酸化剤と反応	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 681 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 361 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット 9.92 (ミスト) 皮膚腐食性 ラサギ - 眼刺激性 ラサギ +	難燃剤や医薬品及び農薬の製造中間体

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

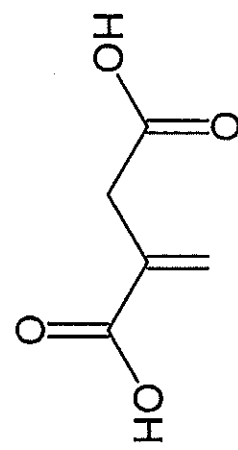
名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
メタバナジウム酸アンモニウム	 <p> <math>\text{NH}_4\text{VO}_3 / (\text{NH}_4)^+ (\text{VO}_3)^-</math>            分子量 117.0            CAS No. 7803-55-6         </p>	原体及びこれを含む製剤	外観：白色～淡黄色の結晶性粉末 融点：— (200°Cで分解) 密度：2.33 (g/cm <sup>3</sup> ) 溶解性：水：4.8g/L (20°C) モノ及びジエタノールアミンに易溶 引火性：不燃性	原体： 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット(♂) 218 ラット(♀) 141 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット > 2,500 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット(♂) 2.61 ラット(♀) 2.43 皮膚刺激性 データなし 眼刺激性 データなし	接合法硫酸製造用触媒、ナフタリン・オキシレンの空気酸化による無水フタル酸製造用触媒、ベンゼンからの無水マレイン酸製造用触媒等の製造、陶磁器(タイル)の着色顔料、試薬

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。



劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-メチリデンプロパン二酸 (別名メチレンコハク酸)	 <p style="text-align: center;"> <math>C_5H_6O_4</math>                      分子量 130.099                      CAS No. 97-65-4                 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色結晶性粉末 沸点：268℃ 融点：162～164℃ 水溶解度：83g/L 安定性：常温で安定 反応性：常温で反応なし	原体： 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット > 2,000 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット > 2,000 急性吸入毒性 省略 ・本剤はくん蒸剤、くん煙剤等当該農薬の有効成分を気化させて使用しないため(1)生産第 3986 号の4. 試験成績の提出の除外について(2)の③)。	農薬 (摘花・摘果剤)、合成樹脂原料、塗料

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
上 汚 化 マ チ ル	$  \begin{array}{c}  \text{H} \\    \\  \text{H}-\text{C}-\text{I} \\    \\  \text{H}  \end{array}  $ <p>                     CH<sub>3</sub>I                      分子量 141.95                      CAS No. 74-88-4                 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 淡黄色液体 沸点: 42°C 融点: -66.5°C 密度: 2.27g/cm <sup>3</sup> (25°C) 蒸気圧: 39393.85Pa (20°C) 水溶解度: 13.13g/L (20°C) 安定性: 常温で安定	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット(♂) 79.8 ラット(♀) 132 マウス(♂) 155 マウス(♀) 214 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ウサギ(♂♀) >2,000 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット(♂♀) 691ppm (3.9mg/L) (蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ 中等度の刺激性 眼刺激性 ウサギ 重度の刺激性	農薬(くん蒸剤)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。